

| | |
|--------|-----------------|
| 原議保存期間 | 1年(令和3年3月31日まで) |
| 有効期間 | 二種(令和3年3月31日まで) |

庁内各局 部 課 長
各 附 属 機 関 の 長
各 地 方 機 関 の 長
各 都 道 府 県 警 察 の 長
殿

警 察 庁 丁 人 発 第 1 1 4 号
令 和 2 年 2 月 2 8 日
長 官 官 房 人 事 課 長

小学校等の休業要請に伴う警察職員の勤務等について(通達)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るべく、政府として、3月2日(月)から春休みまでの間、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校(以下「小学校等」という。)を臨時休業にするほか、行政機関や民間企業等においても、引き続き、休みが取りやすくなる環境を整えるとともに、子供を持つ保護者への配慮を行うよう要請するなど、政府を挙げて各種感染防止対策が図られているところである。

今後、小学校等の臨時休業に伴い、育児や介護を始めとする各種事由により、従来と同様の勤務を行うことが困難となる職員が増加することが予想される。また、妊娠中の女子職員や疾病を有する職員等については、特にその健康や安全に配慮が必要と考えられるところである。

各位にあっては、これらの各職員が有する事情について一層配慮するとともに、その事情に応じて以下で掲げる各種措置を活用し、従来以上に一層柔軟な勤務形態を推進されたい。

記

1 各種休暇の取得促進

- (1) 育児、介護等の事由を有する職員に対して、時間休を含む年次休暇等必要な各種休暇の取得を奨励すること。
- (2) 休暇利用の申請が職員からなされた場合には、業務上特に支障のある場合を除き、申請を承認すること。

2 柔軟な勤務形態の推進

- (1) 1(1)の職員が休暇を必要としない場合であっても、個々の職員の事情に応じて育児、介護等に専念できる環境を整えるという観点からも、引き続き、早出遅出勤等を活用した一層柔軟な時差出勤やテレワークを推進すること。
- (2) 時差出勤やテレワークの利用申請が職員からなされた場合には、業務上特に支障のある場合を除き、申請を承認すること。

3 特例措置

1(1)の職員がテレワークを実施するに当たり、別途通知するまでの間、以下については「警察庁テレワーク実施要領の制定について」(令和元年12月23日付け警察庁丁人発第503号ほか)により示達した「警察庁テレワーク実施要領」の特例的な運用を認めるものとする。

(1) 事後申請・承認

テレワーク実施に当たり、事後申請・承認も可能とする。ただし、事前申請等

を行わない場合であっても、職員はテレワーク開始後速やかに自所属に報告すること。また、テレワークの実施期間を変更した場合も同様とする。

(2) 提出書類の簡素化

別記様式1(テレワーク申請書)及び別記様式3(テレワーク実施期間の変更届)以外の作成は不要とする。なお、これら作成した書類について、職員は可能な限り速やかに自所属に提出すること。

(3) 留意点

テレワークを実施した日の出勤簿の取扱いについては、出勤簿に「テレ」と記載し、テレワークが行われたことを明示する必要があることから、テレワークを実施する予定又は実施した職員については、各所属において確実に把握すること。

4 適切な人事管理等

小学校等が休業となる状況を鑑みれば、休暇等の取得により、出勤をしている職員の業務負担が重くなることが想定される。当該負担を軽減し、適切な人事管理を図るとの観点から、各所属にあっては業務実施の優先付けや実施すべき期限等に意を用いること。

また、休暇等により職場を不在とする職員に対する報告や当該職員への業務下命等に当たっては、電話やメール等の活用を一層図るなどして、効率的な業務の遂行に努めること。

5 留意点

(1) 都道府県警察においては、それぞれにおいて活用可能な各種制度の範囲内で、上記と同様の取組を実施すること。

(2) 夫婦が同一機関(警察庁内部部局・各附属機関・各地方機関・各都道府県警察毎の類型をいう。)で勤務する警察職員である場合には、休暇等の取得が一方の職員に偏ることにより、当該職員が属する所属において業務に支障が出ることがないように配慮すること。